

3. 監督処分等の状況

平成20年度において、宅地建物取引業法の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が行った宅地建物取引業者に対する監督処分の件数は、以下のとおりである。

- (1) 免許取消処分 176件 (対前年度比 ▲15件、▲ 7.9%)
 (うち事務所不確知による免許取消件数107件 (対前年度+5件、+4.9%))
- (2) 業務停止処分 86件 (対前年度比 +13件、+17.8%)
- (3) 指示処分 120件 (対前年度比 +28件、+30.4%)
- (4) 合計 382件 (対前年度比 +26件、+7.3%)

【表-4、図-4】

【表-4】 監督処分等件数の推移

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
免許取消	232	255	281	261	193	217	269	180	191	176
業務停止	76	96	91	78	71	70	60	65	73	86
指示	64	91	95	111	96	70	67	92	92	120
計	372	442	467	450	360	357	396	337	356	382
勧告等	536	573	714	688	629	569	664	873	665	576

※) 勧告等…宅建業法第71条の規定に基づく指導等のうち、文書により行った勧告及び指導の件数

【図-4】 監督処分等件数の推移

